

【2-3-2-02】

高野山大学大学院履修規程

平成 10 年 4 月 1 日施行

平成 27 年 7 月 15 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高野山大学大学院（以下「本大学院」という。）学則 に基づき、本大学院の課程修了に必要な授業科目及び単位数等履修に関し必要な事項を定めるものである。

(教育理念)

第 2 条 弘法大師空海の真言密教を、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化との関連のもとに総合的に明らかにし、実践を通じてその蘊奥に触れ、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに、現代社会にその精神を発揚する人材を育成し、文化の質的向上と進展とに寄与する。

(修士課程の教育目標)

第 2 条の 2 国際的・学際的な視野のもとに、広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化を総合的に明らかにし、現代社会にその意義を発揚できる人材を育成する。

2 博士前期課程コース（修士課程。修業年限二年）並びに、社会人コースと僧侶コース（何れも修士課程のみ）を置き、次の如くそれぞれの教育目的を定める。博士前期課程コース（修士課程）は、密教、仏教の教理および実践を学術的に究めることによって、現代における諸問題にも柔軟に対応する知見を得て、高度な専門性を有して指導的役割をになう専門家を育成する。

(1) 社会人コースは、社会人が生涯学習の観点に立ち、実社会におけるさまざまな経験を生かしつつ、さらには、インド（チベット・東南アジア諸地域を含む）・中国・日本を中心にした密教学・仏教学の思想、歴史、文化、特に弘法大師の思想等の諸分野・領域において、伝統的且つ専門的な学問・教育を修得し、自由で独創的な研究を通して、社会に有用な人材の育成を目的とする。

(2) 僧侶コースは、高度にして伝統的・専門的な教育の展開と僧侶としての技能教育の実修を行い、独自の研究課題の深化を図り、本宗寺院後継者を中心として、それぞれの時代に即応し得る、有為な真言宗僧侶、青年教師を育成することを目的とする。

(博士課程の教育目的)

第 2 条の 3 博士課程は、前期（修業年限二年。修士課程として取り扱う）・後期（修業年限三年）に分け、修業年数を五年とし、以下の教育目的のもと、一貫した教育・研究を行なう。

(1) 広くアジア諸地域の密教文化、仏教文化について、深く豊かな学識と幅広い視野のもとに総合的な判断力を備えて、現代社会にその精神を発揚する、高度な専門性を有する研究者および職業人を育成する。

(2) 国際的、学際的な視野のもとに、独創的な発想と柔軟な思考とをもって、密教学、仏教学およびその関連分野に新しい知見をもたらす、高度な学術研究と専門能力を有する人材を育成する。

(3) 密教文化研究所との相互協力関係をたもち、広くアジア諸地域の密教文化、および弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集、調査など総合的学術研究に携わる研究者を育成する。

(課程の修了に必要な授業科目及び単位数)

第3条 修士課程の修了に必要な授業科目及び単位数は、主要科目 12 単位を含め 30 単位以上を別表 1 により修得しなければならない。

2 博士後期課程の修了に必要な授業科目及び単位数は、各専攻指定の特殊演習を含め 12 単位以上を別表 1 により修得しなければならない。

(開設授業科目及び単位数の公示)

第4条 毎年度開設する授業科目及び単位数については別表 1 及び別表 2 によるほか、年度当初に公示する。

(教育職員免許状の種類及び教科等)

第4条の2 本大学院において取得できる教育職員免許状の各専攻ごとの種類及び教科並びに教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数は別表 3 のとおりとする。

2 本大学院において教育職員免許状(中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状)を取得することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、当該教科の1種免許状を取得またはその所要資格を得ていなければならない。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 本学の大学院に1年以上在学し、30 単位以上修得した者

(受講登録)

第5条 授業科目の受講登録については大学院履修要項によるものとする。

(学位論文)

第6条 修士及び博士の学位を取得するためには、学位論文を提出しその審査に合格しなければならない。学位論文に関する必要事項は、「大学院に関する試験並びに試験実施規程」及び「高野山大学学位規程」によるものとする。

(指導教員)

第7条 本大学院に入学した者は、指導教員並びに研究題目を決定し、指定された日までに学務課へ届け出なければならない。

(研究報告書の提出)

第8条 本大学院の学生は、毎年度の2月末までに学務課を経て指導教員へ研究題目に基づく研究報告書を提出しなければならない。ただし学位論文提出者はこの限りではない。研究報告書の様式等は別に定める。

(その他)

第9条 この規程の運用について必要な事項は履修要項による。

- 2 この規程にかかわる事務主管係は学務課とする。
- 3 この規程の改廃は、学長が決定する。
- 4 この規定の改廃に際し、学長は大学院委員会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成13年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成14年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程にかかわらず、平成15年3月31日に在学している学生はなお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。